

都城工業高等専門学校地域連携テクノセンター規則

(目的)

第1条 都城工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、技術開発における民間企業等との連携協力をより一層推進することを目的とする共同利用施設として、都城工業高等専門学校地域連携テクノセンター（以下「センター」という。）を置く。

(業務)

第2条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地元企業等との共同研究の推進に関する事。
- (2) 地元企業等からの技術相談窓口に関する事。
- (3) 科学技術に関する公開講座等の開催に関する事。
- (4) 企業等との知的財産活動の活性化等の企画・推進に関する事。
- (5) その他センターに関する事。

(部門)

第3条 センターに次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 技術開発部門
- (2) 技術教育部門
- (3) 計測・分析部門
- (4) 知的財産部門

(組織)

第4条 センターに次の各号に掲げる職員を置き、本校の教職員の中から校長が任命する。

- (1) センター長 1人
- (2) 副センター長 1人
- (3) 部門長 各部門 1人
- (4) その他校長が必要と認めた者

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を総括する。

- 2 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在のときは、その職務を代行する。

- 2 副センター長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第7条 部門長は、各部門の業務を処理する。

- 2 部門長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、都城工業高等専門学校地域連携テクノセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営等については、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成2年2月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月7日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年9月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。